

# 消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター  
平成27年12月16日  
(平成27年11月受付分)



平成27年11月に岡山市消費生活センターが受け付けした未成年者の契約トラブルは、計3件でした。その中からインターネット架空請求など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

## ◆サイトは日本語だけど!? 海外通販のトラブル

事例：

中学生の息子が、あるメーカーのサッカーシューズをインターネット通販で注文した。サイトは日本語なのに振込口座が外国人名義だったので、不審に思ったが、どこも売り切れでやっと探し当てたということもあり、代金を振り込んだ。

その後、国際郵便で届いた荷物を開けてみると、注文したシューズとラインの色が違う上、つくりも粗雑で本物か疑わしい。「注文した商品と違う。交換希望」と再三メールを送っているが、何の連絡もない。(中学生 男性)



## ↑ アドバイス

- 海外の通販サイトで商品を注文したところ「届いた商品が模倣品のようだ」「代金を支払ったのに商品が届かない」といった相談が寄せられています。
- このようなサイトは日本語で書かれているため、海外事業者の運営サイトであってもそれと気づかずに利用してしまうケースがあります。サイト内の日本語が不自然であるときなどには注意が必要です。
- 事業者の所在地や連絡先などの情報を事前にしっかり確認しましょう。メールアドレスしか記載されていないようなサイトでの取引は危険です。
- 極端に値引きされている場合は模倣品の可能性があります。模倣品の輸入は消費者が法律違反に問われる恐れもあるので注意しましょう。
- 少しでも変だと感じたら、消費生活センター等に相談しましょう(消費者ホットライン188)。

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第63号」より抜粋

## ◆その他にはこんな相談も…

年齢	相談内容
15	料理教室の体験会に参加し、その場で長期契約を勧められ断りきれず契約した。取り消したい。
16	高校生の娘が、ダイエットサプリを注文した。1回だけだと思っていたら2回目を送られてきた。返品したいが業者に断られた。

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号  
(市役所本庁舎2階)

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)